

(第六類 第二十四號)

付託議案

辯護士法改正法律案(政府提出)
辯護士法取扱ノ取締ニ關スル法律案(政府提出)

(三五九)

第六十四回帝國議會 辯護士法改正法律案外一件委員會議錄(速記)第六回

衆議院

昭和八年三月十六日(木曜日)午後零時九分
開議

出席委員左ノ如シ

委員長 星島 二郎君

理事小野寺 章君 理事山本 芳治君

理事一松 定吉君 理事作田高太郎君

磯部 尚君

牧野 賤男君

高橋 泰雄君 宮澤 淸作君

松木 弘君 紅露 昭君

小林 鑄君 武富 濟君

内藤 正剛君 橫山金太郎君

井上 剛一君

出席政府委員左ノ如シ

司法政務次官 八並 武治君

司法省刑事局長 木村 尚達君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

内務書記官 大村 清一君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

辯護士法改正法律案(政府提出)

法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案(政

府提出)

○星島委員長 是ヨリ開會致シマス、都合ニ依リ午後一時迄休憩致シマス
午後零時十分休憩

午後一時五十七分開議

○星島委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス、昨日小委員會ノ經過ノ中間報告ヲ致シマシタガ、唯第五條ノ第一號ノ問題ト、第五十五條ノ削除ノ問題ガ懸案ノ儘残シ居リマシタ、兩條トモ修正スペシトノ意見ガ甚ダ強クアッタノデアリマスケレドモ、第五條ノ第一號ノ修正ヲ是非共通セト云フ強イ主張ノ爲ニ、第五十五條ハ、本案ヲ通過サヌ熱心ノ爲ニ、修正セザルコト、ナリマシタ、其他ノ條文ニ付キマシテハ、字句ノ修正例ヘベ繰下トナッタ箇條ノ爲ニ、自然數字ガ變ツテ參リマシタ、其邊ハ印刷ニ致シテ、只今御手許ニ配付致シマスカラ、ソレニ依ッテ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、小委員會ノ經過竝ニ結果ニ付キマシテハ、以上ノ通リデアリマス

○星島委員長 は「一年以上ノ」ヲ入レ、「之ヲ」ノ次ニ「徵役又ハ一年以上ノ」ヲ入レ、「禁錮」以下「以上ノ刑」ノ字句ヲ削ルコトニナリマシタ

○小野寺委員 此際政府ニ御確メヲ致シテ置キタイ點ガニツアルノデアリマス、其一ハ辯護士法ト、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律トヲ、二ツニ分ケテ規定サレルコトニナッタノデアリマスルガ、元來法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ハ、辯護士法ノ内容ヲ成スペキモノデアルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、然ルニ特ニ之ヲ御分ケニナッタコトニ對シマシテ、多少危懼ノ念ヲ有ッテ居ルノデアリマス、其譯ハ是ガ法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ヲ分離セラレテ、單行法ト致サレタ結果ト致シマシテ、所謂三百單純ニ此法律其物ヲ目標トシテ、所謂三百代ナル者ガ此法律ノ延期ヲ策シテ、色々ノ策動ヲ致スニ相違ナイト思フノデアリマス、是ガ若シ辯護士法ノ内容ヲ成スモノニナッテ居リマスルナラバ、單ニ此法律其物ヲ目標トシテ延期サレルト云フ譯ニ行カヌ、即ち辯護士法全體ノ延期ヲ策サナケレバナラ

ノ次ニ「一年以上ノ」ヲ入レ、「之ヲ」ノ次ニ「徵役又ハ一年以上ノ」ヲ入レ、「禁錮」以下「以上ノ刑」ノ字句ヲ削ルコトニナリマス、ソコデ吾々ハ辯護士法ト同一ノ運命ニ取扱ハルベキ此法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律ハ、辯護士法施行期日タル昭和十一年四月一日、是ハ矢張同法律モ同時ニ施行サレルコトニ相成ルノデアリマスガ、兩方トモ延期シナイ、必ズ實行スルト云フコトノ御言明ヲ得タイト云フ考デアリマス

○星島委員長 は「一年以上ノ」ヲ入レ、「之ヲ」ノ次ニ「徵役又ハ一年以上ノ」ヲ入レ、「禁錮」以下「以上ノ刑」ノ字句ヲ削ルコトニナリマス、ソコデ吾々ハ辯護士法ト同一ノ運命ニ取扱ハルベキ此法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律ハ、辯護士法施行期日タル昭和十一年四月一日、是ハ矢張同法律モ同時ニ施行サレルコトニ相成ルノデアリマスガ、兩方トモ延期シナイ、必ズ實行スルト云フコトノ御言明ヲ得タイト云フ考デアリマス

○星島委員長 は「一年以上ノ」ヲ入レ、「之ヲ」ノ次ニ「徵役又ハ一年以上ノ」ヲ入レ、「禁錮」以下「以上ノ刑」ノ字句ヲ削ルコトニナリマス、ソコデ吾々ハ辯護士法ト同一ノ運命ニ取扱ハルベキ此法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律ハ、辯護士法施行期日タル昭和十一年四月一日、是ハ矢張同法律モ同時ニ施行サレルコトニ相成ルノデアリマスガ、兩方トモ延期シナイ、必ズ實行スルト云フコトノ御言明ヲ得タイト云フ考デアリマス

○星島委員長 は「一年以上ノ」ヲ入レ、「之ヲ」ノ次ニ「徵役又ハ一年以上ノ」ヲ入レ、「禁錮」以下「以上ノ刑」ノ字句ヲ削ルコトニナリマス、ソコデ吾々ハ辯護士法ト同一ノ運命ニ取扱ハルベキ此法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律ハ、辯護士法施行期日タル昭和十一年四月一日、是ハ矢張同法律モ同時ニ施行サレルコトニ相成ルノデアリマスガ、兩方トモ延期シナイ、必ズ實行スルト云フコトノ御言明ヲ得タイト云フ考デアリマス

ノ業務ニ附隨ト云フコトハ非常ナ廣イ意味ニ解サレテ、本法ノ制定ノ趣旨ヲ沒却スルヤウニ相成ルト思フノデアリマス、ソレ故ニ此範圍ヲ此際解釋上明確ニシテ置クコトガ必要デアラウト思ヒマス、其點ニ關シ政府ノ解釋ヲ此際御聲明アランコトヲ望ムノデアリマス、是ダケヲ御確メ致シテ置キマス

○八並政府委員 只今御質問ニナリマシタ第一點ニ付キマシテハ、私ヨリ御答ヲ致シタイト思ヒマス、第二點ハ解釋ノ問題デアリマスルカラシテ、木村刑事局長ヨリ御答スルコトノ方ガ宜シイカト存ジマスカラ、左様致シタイト存ジマス、只今ノ御質問ノ第一點ハ此度憲護士法ノ改正ヲ行フニ付取扱ノ取締ニ關スル法律案、此二ツノ法律事務

第一點ニ付キマシテハ、私ヨリ御答ヲ致シタイト思ヒマス、第二點ハ解釋ノ問題デアリマスルカラシテ、木村刑事局長ヨリ御答スルコトノ方ガ宜シイカト存ジマスカラ、左様致シタイト存ジマス、只今ノ御質問ノ第一點ハ此度憲護士法ノ改正ヲ行フニ付取扱ノ取締ニ關スル法律案、此二ツノ法律事務

ニ依シテ此單行法ダケガ引離サレル處ガアル、サウ云フヤウナ色々ナ説モ行ハレタノデアリマシテ、又有力ナ方ガ御出ニナッテ、ドウモ是デハ運動ノ餘地ガアルト云フヤウナ忠言ヲ戴イタコトモアルノデアリマス、吾々ハ決シテ三年ト云フコトヲ文句ノ中ニ書イテ居ッテモ、是ダケヲ憲護士法ト引離シテ、運動ニ依シテ延期スルト云フ考ハ、絶對ニナイノデアリマスケレドモ、サウ云ニナツテ居ルノデアルガ、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ハ、所謂非憲護士ヲ取締スルコトガ主トナツテ居ルノデアリマスガ、此法律ガ運動ヤ、其他ノコトニ依シテ、本體ヲ成ス所ノ憲護士法ト分離サレテ施行サレルヤウナコトガアツタナラバ、洵ニ宜シクナイ、政府ハ必ズ此ニツノ法律案ヲ殆ド同一體ト見テ、一方ダケヲ延期スルコトハナイデアラウト思フガ、此際ナイト云フコトヲ

言明ヲシテ貴ヒタイ、斯ウ云フヤウナ御質問デアッタ考ヘテ居リマス、御承知ノ通り法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ヲ提出スル少シ以前ニ於テハ、非憲護士ノ轉業期間ヲ或ハ五年ニスルトカ、三年ニスルトカ云フコトヲ法文ノ中ニ書イタコトモアルノデアリマス、其時ニ於テ三年ト云フ年期ヲ法文ノ中ニ書イテ置クナラバ、又運動其他ニ依シテ此單行法ダケガ引離サレル處ガアル、サウ云フヤウナ色々ナ説モ行ハレタノデアリマシテ、又有力ナ方ガ御出ニナッテ、ドウモ是デハ運動ノ餘地ガアルト云フヤウナ忠言ヲ戴イタコトモアルノデアリマス、吾々ハ決シテ三年ト云フコトヲ文句ノ中ニ書イテ居ッテモ、是ダケヲ憲護士法ト引離シテ、運動ニ依シテ延期スルト云フ考ハ、絶對ニナイノデアリマスケレドモ、サウ云ニナツテ居ルノデアルガ、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ハ、所謂非憲護士ヲ取締スルコトガ主トナツテ居ルノデアリマスガ、此法律ガ運動ヤ、其他ノコトニ依シテ、本體ヲ成ス所ノ憲護士法ト分離サレテ施行サレルヤウナコトガアツタナラバ、洵ニ宜シクナイ、政府ハ必ズ此ニツノ法律案ヲ殆ド同一

シタノデアリマス、此法律ノ上ニ現ハレタト云フコトハ、只今申シマシタヤウナ疑ガアッタノデアリマスカラ、其疑ヲ避ケル爲ニ、ハッキリ茲ニ其期日ヲ指定シテ、法律ト法文ノ中ニ書イテ置クナラバ、又運動其他ニ依シテ此單行法ダケガ引離サレル處ガアル、サウ云フヤウナ色々ナ説モ行ハレタノデアリマシテ、又有力ナ方ガ御出ニナッテ、ドウモ是デハ運動ノ餘地ガアルト云フヤウナ忠言ヲ戴イタコトモアルノデアリマス、吾々ハ決シテ三年ト云フコトヲ文句ノ中ニ書イテ居ッテモ、是ダケヲ憲護士法ト引離シテ、運動ニ依シテ延期スルト云フ考ハ、絶對ニナイノデアリマスケレドモ、サウ云ニナツテ居ルノデアルガ、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ハ、所謂非憲護士ヲ取締スルコトガ主トナツテ居ルノデアリマスガ、此法律ガ運動ヤ、其他ノコトニ依シテ、本體ヲ成ス所ノ憲護士法ト分離サレテ施行サレルヤウナコトガアツタナラバ、洵ニ宜シクナイ、政府ハ必ズ此ニツノ法律案ヲ殆ド同一

シタノデアリマス、此法律ノ上ニ現ハレタト云フコトハ、只今申シマシタヤウナ疑ガアッタノデアリマスカラ、其疑ヲ避ケル爲ニ、ハッキリ施行スル期日ヲ法律ノ上ニ現ハ

ノ第五條ニ據シテ兼業シテ居ル不動産賣ノ媒介、或ハ金錢若クハ不動産ノ貸借ノ媒介、或ハ財產ノ管理、處分、貸借、又ハ債權ノ取立ノ代理事務ヲ營ムコトガ出來ルコトニナツテ居リマス、又貯蓄銀行モ、同貯蓄銀行法ノ第五條デ、債權ノ取立ヲ營ミ得ルト云フコトニナツテ居リマス、ソレデ此正當モノ業務ト云フノハ、是等ノモノヲ意味スルモノト御解釋ヲ願ヒタウゴザイマス、サウシテ是等ノ正當ナル業務ノ順當ナ遂行ヲ期シマスルニハ、本人ノ意見ニ基イテ、或ル一定ノ範圍内ニ於テハ、或ハ債權額ヲ少し變更スルトカ、或ハ返済期ヲ延バシテ見ルトカ、或ハ家賃トカ、地代ヲ増減スルトカ、是等ノ行爲ヲ爲ス必要ガ當然生レテ來ルトトカ、或ハ全然削ッタノデアリマス、而シテ憲護士シテ延期スルト云フ觀念ハ、全然ナイト云ト考ヘテ居リマス、故ニ御質問ノ疑ノ點ハ全然ナイ、言ヒ換ヘレバ政府ハ一方ヲ離テ居リマセヌ、又政府トシテモ之ヲ引離シテ延期スベキ性質ノモノデハナイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、故ニ御質問ノ疑ノ點ハ全然ナイ、言ヒ換ヘレバ政府ハ一方ヲ離シテ延期スルト云フ觀念ハ、全然ナイト云ト考ヘテ居リマス、故ニ御質問ノ疑ノ點ハ全然ナイ、言ヒ換ヘレバ政府ハ一方ヲ離

シテ延期スルト云フ觀念ハ、全然ナイト云ト考ヘテ居リマス、故ニ御質問ノ疑ノ點ハ全然ナイ、言ヒ換ヘレバ政府ハ一方ヲ離

トデアリマスガ、事情ヲ知リマセヌガ、假ニサウ云フモノガ出來ルモノトスレバ、ソレハ興信業トハ全ク懸離レタモノデ、少シモ其事業遂行ニ切離シノ出來ナイ仕事ト認メラレマセヌカラ、サウ云フ場合ハ、當然此第一條ニ依ツテ禁止セラレルモノト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○星島委員長 昨日中間報告ヲ致シマシタノデ、大體終ツテ居リマスケレドモ、刷物ガ出來マシタカラ、之ヲ此儘速記録ニ止メルコトニ致シタイト思ヒマスガ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○星島委員長 便宜上サウ取計ヒタイト思

○武富委員 只今ノ木村政府委員ノ御答デアリマスガ、信託業ノ外ニ豫想サレテ居ラヒマス

○武富委員 差配ノ例方出マシタガ、其他ヌノデアリマスカ、唯正當ノ業務ニ附隨スルト云フ抽象的ノ文字ニナルト、許サレテ居ル業務ガ正當デアレバ、事實上ソレニ附隨スルト云フヤウナコトハ、ヤッテモ宜イノダト云フ疑ヲ普通ノ人ハ有ツダラウト思ヒマス、信託業法並ニ貯蓄銀行法デ其業務ニ關係シタモノ、ミト、斯ウ云フノデスカ、其他ニ例ガアルノデスカ、ナイノデスカ、其點ヲ伺ツテ置キタイ

○木村政府委員 信託業法ノ第五條、或ハ

銀行法、信託業法、差配、此三ツシカ擧ゲ

實ヲ類推シテ考ヘル以外ニハ方法ハナイト

貯蓄銀行法ノ第五條ニ掲ゲテアリマス、今申上ゲタヤウナ種類ノコトハ、矢張個人トシテモヤルコトガアルト思ヒマス、例ヘバ

好ノ場合ヲ想像スルコトガ出來ル、サウ云フ譯ノ分ラヌ條文デアリマス、分ルヤウナ恰

シテアリ業務ト内容ハ同ジデアリマス、是申上ゲル以外ニ方法ハナイト思ヒマス、問

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基イテ出デ

來ル正當ノ業務ハアルト思ヒマス、唯其業務ヲ遂行スル上ニ於テ是ガ非デモ、ソレガ無クンバ遂行ガ出來ナイト云フヤウナ場合ノミガ附隨シテ居ル、サウ云フ風ニ解釋シ

テ居リマス、今ノ興信業ノヤウナモノハ全ク縣離レタ問題デ、興信業ノ事務ガ許サレ宜イト云フ、廣イ意味ニ解スベカラザルモノデアルコトハ當然ノコト、考ヘテ居リマス

○武富委員 差配業、其他債權ノ取立ニハ何ニモ例ハゴザイマセヌカ

○木村政府委員 差配業、其他債權ノ取立ナドモ貯蓄銀行法ニ許サレテ居リマス、其他一々記憶シテ居リマセヌガ……

○武富委員 政府委員デサヘ其點ハ分ラヌト云フ位デスカラ、吾々ニモ分ラヌノハ當然デ、況シテ一般ノ人ニ正當ノ業務ニ附隨シ

申上ゲタルヤウナ種類ノコトハ、矢張個人トシテモヤルコトガアルト思ヒマス、例ヘバ

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基ク業務ダト、抽象的ニサウ

シテアリ業務ト内容ハ同ジデアリマス、是申上ゲル以外ニ方法ハナイト思ヒマス、問

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基イテ出デ

來ル正當ノ業務ハアルト思ヒマス、唯其業務ヲ遂行スル上ニ於テ是ガ非デモ、ソレガ無クンバ遂行ガ出來ナイト云フヤウナ場合ノミガ附隨シテ居ル、サウ云フ風ニ解釋シ

テ居リマス、今ノ興信業ノヤウナモノハ全ク縣離レタ問題デ、興信業ノ事務ガ許サレ宜イト云フ、廣イ意味ニ解スベカラザルモノデアルコトハ當然ノコト、考ヘテ居リマス

○武富委員 差配ノ例方出マシタガ、其他

○木村政府委員 差配業、其他債權ノ取立ナドモ貯蓄銀行法ニ許サレテ居リマス、其他一々記憶シテ居リマセヌガ……

○武富委員 政府委員デサヘ其點ハ分ラヌト云フ位デスカラ、吾々ニモ分ラヌノハ當然デ、況シテ一般ノ人ニ正當ノ業務ニ附隨シ

申上ゲタルヤウナ種類ノコトハ、矢張個人トシテモヤルコトガアルト思ヒマス、例ヘバ

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基ク業務ダト、抽象的ニサウ

シテアリ業務ト内容ハ同ジデアリマス、是申上ゲル以外ニ方法ハナイト思ヒマス、問

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基イテ出デ

來ル正當ノ業務ハアルト思ヒマス、唯其業務ヲ遂行スル上ニ於テ是ガ非デモ、ソレガ無クンバ遂行ガ出來ナイト云フヤウナ場合ノミガ附隨シテ居ル、サウ云フ風ニ解釋シ

テ居リマス、今ノ興信業ノヤウナモノハ全ク縣離レタ問題デ、興信業ノ事務ガ許サレ宜イト云フ、廣イ意味ニ解スベカラザルモノデアルコトハ當然ノコト、考ヘテ居リマス

○武富委員 差配ノ例方出マシタガ、其他

○木村政府委員 差配業、其他債權ノ取立ナドモ貯蓄銀行法ニ許サレテ居リマス、其他一々記憶シテ居リマセヌガ……

○武富委員 政府委員デサヘ其點ハ分ラヌト云フ位デスカラ、吾々ニモ分ラヌノハ當然デ、況シテ一般ノ人ニ正當ノ業務ニ附隨シ

申上ゲタルヤウナ種類ノコトハ、矢張個人トシテモヤルコトガアルト思ヒマス、例ヘバ

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基ク業務ダト、抽象的ニサウ

シテアリ業務ト内容ハ同ジデアリマス、是申上ゲル以外ニ方法ハナイト思ヒマス、問

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基イテ出デ

來ル正當ノ業務ハアルト思ヒマス、唯其業務ヲ遂行スル上ニ於テ是ガ非デモ、ソレガ無クンバ遂行ガ出來ナイト云フヤウナ場合ノミガ附隨シテ居ル、サウ云フ風ニ解釋シ

テ居リマス、今ノ興信業ノヤウナモノハ全ク縣離レタ問題デ、興信業ノ事務ガ許サレ宜イト云フ、廣イ意味ニ解スベカラザルモノデアルコトハ當然ノコト、考ヘテ居リマス

○武富委員 差配ノ例方出マシタガ、其他

○木村政府委員 差配業、其他債權ノ取立ナドモ貯蓄銀行法ニ許サレテ居リマス、其他一々記憶シテ居リマセヌガ……

○武富委員 政府委員デサヘ其點ハ分ラヌト云フ位デスカラ、吾々ニモ分ラヌノハ當然デ、況シテ一般ノ人ニ正當ノ業務ニ附隨シ

申上ゲタルヤウナ種類ノコトハ、矢張個人トシテモヤルコトガアルト思ヒマス、例ヘバ

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基ク業務ダト、抽象的ニサウ

シテアリ業務ト内容ハ同ジデアリマス、是申上ゲル以外ニ方法ハナイト思ヒマス、問

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基イテ出デ

來ル正當ノ業務ハアルト思ヒマス、唯其業務ヲ遂行スル上ニ於テ是ガ非デモ、ソレガ無クンバ遂行ガ出來ナイト云フヤウナ場合ノミガ附隨シテ居ル、サウ云フ風ニ解釋シ

テ居リマス、今ノ興信業ノヤウナモノハ全ク縣離レタ問題デ、興信業ノ事務ガ許サレ宜イト云フ、廣イ意味ニ解スベカラザルモノデアルコトハ當然ノコト、考ヘテ居リマス

○武富委員 差配ノ例方出マシタガ、其他

○木村政府委員 差配業、其他債權ノ取立ナドモ貯蓄銀行法ニ許サレテ居リマス、其他一々記憶シテ居リマセヌガ……

○武富委員 政府委員デサヘ其點ハ分ラヌト云フ位デスカラ、吾々ニモ分ラヌノハ當然デ、況シテ一般ノ人ニ正當ノ業務ニ附隨シ

申上ゲタルヤウナ種類ノコトハ、矢張個人トシテモヤルコトガアルト思ヒマス、例ヘバ

土地家屋ノ差配業、是ハ矢張信託業法ニ書イテアル業務ト内容ハ同ジデアリマス、是等ノ法令或ハ認可、或ハ許可ニ基ク業務ダト、抽象的ニサウ

シテアリ業務ト内容ハ同ジデアリマス、是申上ゲル以外ニ方法ハナイト思ヒマス、問

ソレヲ取消スト云フコトモ關係者トシテ面倒デアリマシテ、容易ナラヌ結果ニナリマスカラ、モウ少シ何トカ旨イ文句ニデモ考へ直シテ戴イテ、疑ノナイヤウニスル譯ニハ行キマセヌカ、正當ノ業務ニ附隨スル、例ヘバ公ノ周旋所ガ許サレテ居ル、是ハ官廳ノ許可ヲ得テヤッテ居ルガ、公衆ノ業デアルカラ附隨シテ居ルコトニナリマスト、或ル程度ノコトヲシテモ差支ナイヤウニ本人モ思ウシ、世間モ認メルシ、取締ガ困難デアリマス、事實ハ附隨デセウケレドモ、モット直接ニ附隨シテ居ル事柄デアッテ、其業務ノ内容ヲ成シテ居ル事柄デアルト云フコトヲ、直チニ明ニ認メルコトガ出來ルヤウナ法文デモ案出下サル餘地ハナイモノデアリマセウカ、他ニ御考慮ノ餘地ナシト云フコトニナリマスカ、モウ一遍伺ヒタイト思ヒマス

○作田委員

テ置クノデアリマス、附隨ト云フノガドウ

修正條項ニ付キマシテ、政府ノ同意アルヤ

倒デアリマシテ、容易ナラヌ結果ニナリマス
カラ、モウ少シ何トカ旨イ文句ニデモ考へ
直シテ戴イテ、疑ノナイヤウニスル譯ニハ行
キマセヌカ、正當ノ業務ニ附隨スル、例ヘ

ス、今武富サンノ御質問モ頗ル有意義ノ御質問デアリマスガ、實ハ御承知ノ通り、委員會カラ小委員ヲ設ケ、小委員ノ修正案モ提案ニナシテ居ルノデアリマシテ、私ハ委員

シテモ頭ニピッタリト來ナイノデアリマス、事重大デアルカラ、又小委員會ヲ開イテモ差支ナイ、例ヘバ正當ノ業務ニ直接附隨シタルモノト云フ風ニ、「直接」ト云フ二字ヲ

否ヤヲ確メタイト思ヒマス、小委員會ニ於キマシテハ司法大臣ノ意ノアル所ハ聽キマシタケレドモ、茲ニ正式ニ政府ノ意見ヲ發表願ヒタイト思ヒマス

バ公ノ周旋所ガ許サレテ居ル、是ハ官廳ノ
許可ヲ得デヤッテ居ルガ、公衆ノ業デアルカ
ラ附隨シテ居ルコトニナリマスト、或ル程
度ノコトヲシテモ差支ナイヤウニ本人モ思
ウシ、世間モ認メルシ、取締ガ困難デアリ
マス、事實ハ附隨デセウケレドモ、モット直
接ニ附隨シテ居ル事柄デアッテ、其業務ノ内

長ニ希望ヲ致シテ置クノデアリマスガ、此
際修正案ニ對シテ政府ノ意見ヲ御求メ下サ
レバ、茲ニ大體小委員會案ト云フモノガ上
ルノデアリマスカラ、ソレニ付テハ成ベク
早イコトヲ希望致シマスガ、重要ナ質疑ハ
御許シニナリ、サウシテ採決ニ御進ミニナ
ルヤウニ御進行願ヒタイ

入レ、バ疑ハナクナルヤウニ考ヘマスガ、
政府委員ハドウ御考ニナリマスカ、サウ云
フ事ヲ入レヌデモ分ッテ居ルト云フ御考テ
アルナラバ、委員會全體ガサウ云フ御考ナ
ラバ是レ以上ハ論ジマセヌ、「直接」ト云フ
文字ヲ入レ、バピッタリ分ルト思ヒマス、壯
ニ付テ御考慮ノ餘地ガアリマスカドウ

○紅露委員 其前ニ一寸一言伺テ置キタ
イ、二十一條ノ但書ヲ司法省ハ御入レニナ
ルト云フ御話デアリマスガ、但書ニ「但シ
法令ニ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ」法令ト云フコトニナリマスト、勅令其
他ノ命令モ總テ含ムヤウニ考ヘマスガ、其
點ノ御解釋ハ如何デスカ

ス
容ヲ成シテ居ル事柄デアルト云フコトヲ、
直チニ明ニ認メルコトガ出来ルヤウナ法文
デモ案出下サル餘地ハナイモノデアリマセ
ウカ、他ニ御考慮ノ餘地ナシト云フコトニ
ナリマスカ、モウ一遍伺ヒタイト思ヒマ

○星島委員長 ソレデハ皆様ニ御諸リシマ
スガ、實ハ逐條的ニ一々疑義ヲ質シテ行ケ
バ際限ガナインオデ、其爲ニ逐條的ニスルコ
トハ控ヘマシテ、小委員會ガ設ケラレ、サ
ウシテ小委員ノ審議ニ委セラレタノデアリ
マス、其結果小委員會ノ經過及ビ結果ヲ先

○木村政府委員 政府トシマシテハ此法案ノ立案ノ趣旨カラ見マシテモ、此法案通りニ十分分解デ武富サンノ仰シヤルヤウナ趣旨ニ十分解釋出来ルグラウト云フ者デアリマス カ、最後ニ政府委員ノ御意見ヲ確メテ置キタイト思ヒマス

○八並政府委員 其通リデアリマス——只
今小委員會ニ於テ御決定ニナリマシタ修正
案ヲ拜見致シマシタガ、其初メニアリマス
ル「第五條第一號ヲ左ノ如ク改ム、一徵役
又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラレタル者」斯
ウ云フ記載ガアルノデアリマスルガ、此點

○木村政府委員

般御報告致シタヤウナ次第デアリマシテ、

○星島委員長 先程御報告致シマシタ小糸

ケラレマシタ委員會デモ總テノ人ガ腦漿ヲ
搾リマシテ、今申上ゲマシタヤウナ内容ヲ
現ハス文字トシテハ、此但書以外ニハナカ
ラウ、サウ云フコトデ決定シタノデアリマ
シテ、ドウモ是レ以上ニヘキリシタ文字ト
云フモノハ今ノ所困難デハナイカト考ヘテ

此席デ一々ヤラレルコトハ此審議ニ甚ダ困
ル次第アリマス、併シ御主張ノ點ハ洵ニ
尤ト思ヒマスガ、ソレハ練リニ練ッテ先
程ノヤウニ妥協シタ譯アリマス

○武富委員 病氣デ缺席シテ居ツテ、最後ノ
一日ニ出テ餘リ論ズルコトハ皆様ニ御迷惑
デアリマセウガ、事重大デアリマスカラ伺ツ

員會ノ修正條項ノ文字ヲ一、二修正シタクマス、ト思ヒマス、第二十一條中但書ノ次ニ但シ「他ノ」ト云フ字ガ落チテ居リマス、ソレカラ「第二十一條ヲ第二十二條トシ」ノ「トシヲ削リ、「ニ改メ」トシ、ソレカラ「第四十九條第一項中トアル其「中」ヲ取ル、先程作田委員ヨリ御尋ガアリマシタガ、此際此

○武富委員

シ「ヲ削リ、ニ改メ」トシ、ソレカラ「第四十

マス、其理由ヲ簡單ニ申述ベマス、第五條ニ
此辯護士法改正ニ於キマシテモ、重大ナ條
項デアリマシテ、辯護士ノ品位向上ヲ圖リ
社會ノ信用ヲ維持スルト云フコトニナレ
バ、相當ノ方デナケレバナラヌコトハ無論
ノコトデアリマスルガ、禁錮以上ノ刑ニ處
セラレタ方ガ、其儘其地位ニ居ルト云フ

トハ如何ガナモノデアラウカト云フコトモ
一ツ考ヘラレル重點デアリマスガ、尙ホ最
モ重大ナル問題ハ辯護士ノ所謂試験ヲ受ケ
ル資格デアリマス、辯護士ノ試験ヲ受ケル資
格ヲ見マスルト云フト、皆禁錮以上ノ刑ニ
處セラレタル方ハ受ケルコトガ出來ナイ、
即チ受験資格ガナインデアリマス、受験資
格ナキ人ガ試験ヲ受ケタ後ニ於テハ、禁錮
ニ處セラレテモ宜イ、斯ウ云フヤウナコト
デアリマスルト云フト、全然釣合ト云フモ
ノガソコニ滅却サレルノデアリマス、受験
資格ノ點ニ付テハ、澤山ノ辯護士以外ノ問
題モアリマスルガ、高等試験令ノ第三條ト
カ、普通試験令第五條トカ、或ハ巡查ノ試
験ヲスルコトデサヘ禁錮以上ニ處セラレタ
ル方ハ受験資格ガナイト決定サレタニ
デアリマス、サウ云フ、次第デアリマスカ
ラ、受験ヲスル資格ハナインデアル、併ナ
ガラ辯護士ニナッタ後デアレバ禁錮以上ニ
處セラレテモ、ソレハ何等差支ナイト云フ
コトハ、ドウシテモ今日ノ法制ノ建前ノ上
カラ行ッテ辯解ノ餘地ハナカラウト政府ニ
一言申シマシタ通リニ、辯護士法ノ全體ノ
建前ト云フモノガ、辯護士ノ品位ヲ重ンジ、

改正ノ一眼目ニモナッテ居ルヤウナ次第、
アリマスルカラ、此改正ニハ政府トシテハ
如何ニ考ヘマシテモ、御同意ヲ申シ兼ネル
ト云フコトヲ此處ニ申上ゲル次第デアリマ
ス、ソレカラ其後ニ澤山ノ條項ガアリマス
ルガ、是ハ昨日ノ小委員會ニ於テモ懇談的
ニ一項々々ニ付テ、實ハ熟談ヲ申上ゲタノ
デアリマス、其熟談ノ結果實ハ政府ニ於テ
モ、御同意ヲ申上ゲタノデアリマス、併シ
御同意ヲ申上ゲタコトニ付キマシテモ、實
ハ一言申上ゲナクチヤナラヌコトハ、此澤
山ノ修正ノ點ニ付キマシテハ、政府トシテ
モ實ハ非常ニ苦シイ所ガアルノデアリマ
ス、原案ヲ飽迄モ支持致シタイト云フ點ガ
澤山アルノデアリマスガ、長イ間ノ懸案デ
アリマスル所ノ辯護士法ガ提出サレタノデ
アリマスルカラ、政府ニ於テモ忍ブダケハ
忍シニ、先ヅ大ナル所ノ缺點ガナインラ
バ、此案ヲ本會議ニ於テ早ク上程ヲ願シテ、
兩院ノ協賛ヲ經テ、本年ハドウカ之ヲ公布
致シタイト云フ衷情ノ上カラ致シマシテ、
ノト思ヒマスルガ、現在ニ於テ省令勅令ト
云フヤウナモノデ辯護士ノ此問題ニ對スル
意ヲ申上ガタノデアリマスカラ、ドウカ其
忍ブベカラザル點マデモ實ハ忍シニ、御同
意ヲ申上ガタノデアリマスカラ、ドウカ其
ス、是ト同様ノ明文ガ町村制ノ方ニモゴザイ
マス、從フテ公共團體ニ對シマシテハ課稅ヲ
限ニ在ラス」ト云フ明文ガアルノデアリマ
ス、是ト同様ノ明文ガ町村制ノ方ニモゴザイ
マス、從フテ公共團體ニ對シマシテハ課稅ヲ
——市稅、町村稅ヲ課ケナイト云フ建前ニ
相成ツテ居リマス、更ニ此規定ハ府縣稅ノ方
ニモ準用ニ相成ツテ居リマス、ソレデアリマ
スカラ、府縣稅モ免稅ニナッテ居ル譯デアリ
マス、所デ此公共團體ニ辯護士會ガ當ルカ

ノデアリマス、今紅露君ノ御聽キシタコト
ニ關聯シテ、辯護士會ハ法人ト云フモ
味ハ私ノ聽キタイヤウナコトデアラウト思
フノデアリマスガ、此二十一條ノ但書ノ他
ルガ、是ハ昨日ノ小委員會ニ於テモ懇談的
含ムコトニナルノデアリマスルガ、實ハ最
初「法律」ニト云フ積リデ居タノデアリマ
スガ、「法令」ト云フコトニナッテ居ルノデ、
今更仕方アリマセヌガ、勅令、省令デ折角二
十一條ニ與ヘラレタ權利ト云フモノガ蹠躡
ト云フカ、非常ニ危クナルト云フ虞ヲ持ッ
テ居ルモノガ澤山アルノデアリマス、「令」
云フコトノ適用ハドウ云フ場合ヲ豫想シ
テ御考ニナッテ居ルカト云フコトヲ御聽キ
シテ置キタイト思ヒマス

○木村政府委員 作田サンノ御質疑ニ御答
致シマス、法令ト云フコトヲ字義通リニ解
釋致シマスレバ、矢張勅令省令等モ入ルモ
ノト思ヒマスルガ、現在ニ於テ省令勅令ト
云フヤウナモノデ辯護士ノ此問題ニ對スル
權利ヲ否認シテ居ルヤウナ事例ハーツモア
リマセヌ、將來ニ於キマシテモ法律ニ態々
ウナコトハ絶対ナイモノト認メテ居リマス
ノデアリマス、私ヨリ内務當局ニ
士法ガ通過スルコトニナリマスレバ、第四
章ニ於キマシテ、辯護士會ハ法人ト云フモ
フ規定ガ通ル譯デアリマス、法人ト云フモ
ノハ政府ノ解釋ニ依リマスレバ、公法人ト
云フ意味ニナルノデアリマスルガ、然ル場
合ハ辯護士會所有ノ不動産等ニ付キマシ
テ、免稅ノ行ハレルコト、思ヒマスルガ、
其點ニ付キマシテ當局ノ御言明ヲ得タイト
思ヒマス——内務省財務課長大村清一君
テ居リマスノデ、私代理デ答辯サシテ戴キ
タイト思フノデアリマス、只今委員長カラ
御確メニナリマシタ點ニ付キマシテハ、實
ハ市制ノ百二十一條第三項ニ於キマシテ
ニ供スル家屋物件及營造物ニ對シテハ市稅
ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使
用セシムル者及使用收益者ニ對シテハ此ノ
限ニ在ラス」ト云フ明文ガアルノデアリマ
ス、是ト同様ノ明文ガ町村制ノ方ニモゴザイ
マス、從フテ公共團體ニ對シマシテハ課稅ヲ
——市稅、町村稅ヲ課ケナイト云フ建前ニ
相成ツテ居リマス、更ニ此規定ハ府縣稅ノ方
ニモ準用ニ相成ツテ居リマス、ソレデアリマ
スカラ、府縣稅モ免稅ニナッテ居ル譯デアリ
マス、所デ此公共團體ニ辯護士會ガ當ルカ

當ラナイカト云フ點ニ付キマシテハ、從來

ノ辯護士法ニ付キマシテハ、法人ト云フコトガ明記サレテナカッタノデアリマスカラ、多少議論ガゴザイマシタガ、辯護士會モ從來公共團體ニ屬スルモノト云フヤウニ取

會ニ於キマシテ全會一致ヲ以テ可決確定致
シマシタ、——續イテ法律事務取扱ノ取締
ニ關スル法律案ニ付キマシテ審議致シタイ
ト思ヒマス

同條第二號中「三年」ヲ「二年」ニ改ム
第六條第二項中「第二十二條乃至第二十五條」ヲ「第二十三條乃至第二十六條」

散ヲ命ズル」ヲ「停止スル」ニ改ム
第四十七條中「第三十一條」ヲ「第三十
二條」ニ改ム

扱ツテ居タノデアリマス、今回ノ辯護士法ニ依リマスト、法人ト云フコトモ明記致サ

レマシタノデゴザイマスカラ、其點ニ對スル疑義ハ一層明ニ除却サレタト云フヤウニ考ヘテ居リマス、隨テ辯護士會ガ只今讀上ゲマシタ公共團體ニ該當スルモノトシテ取

○小野寺委員 質疑ハ此程度デ打切りマシテ討論ヲ省略致シマシテ、可決セラレンコトヲ望ミマス

○星島委員長 小野寺君ノ動議ニ御異議ア
リマセヌカ

「異議ナシ」と呼フ者アリ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

第二十一條ヲ第二十二條ニ改メ以下順次ズ

第三條 辯護士ニ非ザル者ハ利益ヲ得ル

○星島委員長 御異議ナイト認メマス、就キマシテハ、小委員會ニ依ツテ決定シタル、

ス、仍テ修正通り可決確定致シマシタ、是
デ散會致シマス

緯下グ

ニ類似スル名稱ヲ使用スルコトヲ得ズ

先刻御報告シマシタ修正案ニ付テ決定致シ
タイト思ヒマス、此修正案ニ依ッテ修正シ
タル以外ノ點ハ其儘デアリマシテ、ソレニ
付テ御異議ノナイ方ハ起立ヲ願ヒマス

午後二時四十四分散會
〔參照〕

「若ハ地方議會ノ」ヲ加ヘ 同條第二項中
「役員」ヲ「業務執行社員、取締役」ニ改ム
第三十四條中 「第三十條」ヲ 「第三十二
條」ニ改ム

○星島委員長 起立全員、即予本案八小委

一懲役又ハ一年以上ノ禁錮ニ處セラ

ニ改メ以下順次繰上グ

昭和八年三月十六日印刷

昭和八年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷